

土岐川漁業協同組合内共34号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第34号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、あまご、こい、うなぎ、おいかわ、にじます及びわかさぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣による遊漁の場合には口頭で、網による場合には、組合が別に定める別記様式第3号遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣による遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項または第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 遊漁による漁具・漁法は、手釣・竿釣（餌釣、毛針釣、ルアー釣、友釣りをいう。）、四つ手網、たも網、投網、張切網に限るものとし、次の表の左欄の漁具・漁法は、それぞれ右欄の規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
手釣・竿釣（餌釣、毛針釣、ルアー釣、友釣）	あゆ・あまご・にじます 竿1本 その他の魚種 竿2本以内
あゆ友釣	掛け針 あゆの下10cm以内で2箇所まで
手投網（張切網）	全長18m以下2枚まで、網目の大きさ17mm以上
投網	網目の大きさ14mm以上
四つ手（たも網を含む）	制限なし

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	5月11日から12月31日までの間で組合が定めて公表する期間
あまご	2月1日から9月30日までの間で組合が定めて公表する期間
にじます こい うなぎ おいかわ わかさぎ	1月1日から12月31日まで

2 前項の公表は、この組合の掲示板に掲示(及び中日新聞に掲載)してするものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄の区域内においては、それぞれイ欄の期間中は、ウ欄の魚種を対象として遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 期間	ウ 魚種
土岐川、釜戸平山橋下流端から上流540m、 荻の吊り橋下流端まで	1月1日から12月31日 まで	全魚種
佐々良木川、上平橋下流端より上流600m、 七子橋下流端まで		
小里川、孕子橋下流端より上流550m、 益見橋下流端まで		
生田川、神生橋下流端より上流600mの間		
狭間川、土岐川との合流より上流400m、 戸狩橋下流端まで		

(釣り専用区)

第6条 次の表の左欄の区域においては、右欄の期間中は友釣り、餌釣り、毛針釣り、ルアー釣り以外の漁法で漁業をしてはならない。

区 域	期 間
土岐川 瑞浪大橋上流端から下流、寺河戸えん堤 下流端まで	1月1日から 9月30日
土岐川 土岐津橋上流端から下流、中央橋下流端まで	

(全長制限)

第7条 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長未満のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あまご	15センチメートル
こい	20センチメートル
うなぎ	30センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は次のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料		現場加算料
		日釣	年釣	
全魚種	手釣・竿釣	800円	3,500円	500円
全魚種	投網 張切網 四つ手網(た も網)	—	8,000円	—

2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、中学生以下を除き減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等を提示しなければならない。

魚種	漁具・漁法	区分	遊漁料		現場加算料
			日釣	年釣	
全魚種	手釣・竿釣	心身障害者(身体障害者手帳又は療育手帳の所持者)、 75歳以上の者	—	2,000円	—
		中学生以下	無料	無料	—

3 遊漁料は、組合の指定する遊漁証取扱所において納付しなければならない。ただし、

日釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。この場合には、第1項に規定する現場加算額をあわせて納付するものとする。

4 前項に規定する指定遊漁証取扱所は、組合の掲示板に掲示するほか、遊漁証取扱所には「遊漁証取扱所」の標札を掲げるものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

付則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

<p style="text-align: center;">◎</p> <h2 style="text-align: center;">日釣券</h2> <p style="text-align: center;">（アユ・雑魚共通）</p> <p style="text-align: center;">平成 年度</p> <table border="1" style="margin: auto; width: 80%;"><tr><td style="width: 50%; text-align: center; height: 40px;">月</td><td style="width: 50%; text-align: center;">日</td></tr></table> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">遊漁料金 800円</p> <p>取扱者印 _____</p> <p style="text-align: center;">土岐川漁業協同組合</p> <p>NO _____</p>		月	日
月	日		
<p style="text-align: center;">監視確認証</p> <table border="1" style="margin: auto; width: 80%;"><tr><td style="width: 50%; text-align: center; height: 40px;">月</td><td style="width: 50%; text-align: center;">日</td></tr></table> <p>NO _____</p>		月	日
月	日		
<p>取扱者印 _____</p> <table border="1" style="margin: auto; width: 80%;"><tr><td style="width: 50%; text-align: center; height: 40px;">月</td><td style="width: 50%; text-align: center;">日</td></tr></table> <p>NO _____</p>		月	日
月	日		

<p style="text-align: center;">◎</p> <h2 style="text-align: center;">注意事項</h2> <ol style="list-style-type: none">1. 釣りをする時は、本証を必ず見易いところに表示して下さい。 表示なき場合、日釣料金及び現場加算料を申し受けます。2. 本証は1日限りとし、本人に限ります。3. 本証は紛失しても再発行はいたしません。4. 河川美化に協力し、ゴミ・空きカンは必ず持ち帰りましょう。5. 漁場にて監視員より遊漁証を受ける場合は、<u>500円</u>の加算料金が徴収されます

表

裏

◎

遊漁承認証
(アユ・雑漁共通)

平成 年度

有効期限 1月1日～12月31日

土岐川漁業協同組合

No. _____

◎

住所 _____

氏名 _____ (才)

- 1.本証の使用は本人に限ります。
- 2.漁業時は必ず本証を表示してください。
表示なき場合は日釣料金を申し受けます。
- 3.再発行は一切致しません。
- 4.頭上の電線に注意してください。
- 5.手釣、竿釣に限る。

表

裏

◎

網 漁

遊漁承認証
(アユ・雑漁共通)

平成 年度

有効期限 1月1日～12月31日

土岐川漁業協同組合

No. _____

◎

住所 _____

氏名 _____ (才)

- 1.本証の使用は本人に限ります。
- 2.漁業時は必ず本証を表示してください。
表示なき場合は日釣料金を申し受けます。
- 3.再発行は一切致しません。
- 4.頭上の電線に注意してください。

別記様式第2号（第11条関係）
漁場監視員証

腕章

<h1>漁場監視員</h1> <h2>岐阜県</h2> <h3>土岐川漁業協同組合</h3>	<p>漁場監視員証 第 号</p> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 60px; margin: 0 auto; text-align: center; line-height: 60px;">写真</div> <p>氏名..... 生年月日 年 月 日 上記の者は当組合漁場監視員であることを証明する 発行者 土岐川漁業協同組合 組合長 印</p>
--	--

別記様式第3号（第2条第2項関係）
遊漁承認申請書

<h2>遊漁承認申請書</h2>	
漁業協同組合長 様	平成 年 月 日
申請者住所	
氏名	㊟
生年月日	年 月 日
下記により貴組合の 網遊漁証 を受けたいので、申請します。	
記	
1. 漁具・漁法・区域・魚種等は組合遊漁規則による。	
2. 遊漁期間 平成 年1月1日 ~ 平成 年12月31日まで	
3. 遊漁料金 金8,000円	
4. 免許証のコピー	
5. 漁協支部長確認	氏名 _____ ㊟